

令和 7 年度 入会用

同 意 書

入会申込児童氏名	学年（利用年度での学年）	児童クラブ名
	学年	クラブ

上記児童の放課後児童クラブの入会申込みに当たり、下記の事項について同意する場合はチェックしてください。

記

（目 的）

当市の放課後児童クラブは、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するために活動しています。

1. 利用について

- 本事業は、保護者の就労支援等を目的としていますので、就労等により保護者が家庭にいない場合のみ利用することができます。よって、仕事がお休みのときは家庭での保育をお願いします。

※就労証明書と利用日・利用時間に疑義がある場合は、就労証明書を改めて求めることがあります。

- 授業日は下校時から18時まで、学校休業日は7時30分から18時まで開所します。また、土曜日・長期休業日等・延長・再延長を利用した場合は、利用回数に応じて別途加算負担金をお支払いください。
- 欠席される場合は、児童クラブまで必ずご連絡ください。
- 児童クラブ利用中に怪我や発熱等が見られる場合はお迎えを要請する場合がありますので、速やかにお迎えに来てください。
- 水害時（暴風、大雪、大雨警報発令時）においては、閉所または早めのお迎えを要請する場合がありますので、速やかにお迎えに来てください。
- 感染症の発生により、他の利用者へ感染する恐れがあると認められる場合は、閉所する場合があります。

2. 送迎について

- 授業日の迎え、学校休業日の送迎は、原則保護者が対応してください。
- 入会申込書に記入された保護者以外のお迎えの場合は、必ず事前にご連絡ください。
- 開所前に児童を置き去ることがないようにお願いします。
- 送迎時は、指定の駐車場をご利用ください。

3. 休会について

- 月単位で児童クラブを利用しない場合は、以下の理由に限定し、休会により基本負担金を免除することができます。その際は休会届を事前に提出してください。

※月に1回以上児童クラブを利用した場合は休会届が無効になります。

- ・保護者の産休・育休等、家庭保育が可能なき。
- ・長期休業期間中、保育所学童の利用や親族等へ預ける等、他に保育手段があるとき。
- ・児童クラブを利用せず、帰宅するための訓練を行うとき。
- ・その他やむを得ない事由と認められた場合。

- 休会届を事前に提出された場合のみ基本負担金を免除します。なお、特段の理由なく事後に提出された場合は対象外となりますのでご注意ください。

4. 退会について

- 退会する場合は、退会届を事前に提出してください。

- 月の途中で退会した場合であっても基本負担金の日割計算は行いません。

- 以下の理由に該当する場合、市から退会勧告を行う場合があります。

- ・利用者負担金を2か月以上滞納している場合
- ・利用要件（保護者の就労等）に該当せず、退会届が提出されない場合
- ・表面「1.利用について」、「2.送迎について」の内容が守られず、保護者へ再三の注意を行っても改善されない場合
- ・障がい、傷病等に対応できる設備や専門的資格等を持った人員が児童クラブになく、児童の安全確保が不可能と市が判断した場合

5. 個人情報について

- 以下の事項（※）については児童を安全にお預かりする際に必要となりますので、情報提供をお願いします。

※体調、病院受診状況、服薬、その他クラブ生活に支障があると思われる内容

- 児童の健全な育成を目的として、入会申込書及び関係書類の情報、児童クラブでの様子、生活状況等について、市、児童クラブ、保育所、小学校、児童の福祉に関する相談支援事業所等の関係機関内において、情報提供を行う場合があります。

- 入会判定及び入会後の世帯状況の変化、児童の状況の確認のため、入会申込書及び関係書類の記載内容について、市が関係機関に情報を求め、又は公募上での調査を行う場合があります。

以上

上記事項について同意し、放課後児童クラブの入会申込みいたします。

令和 年 月 日

益田市長 様

申込者氏名